

東京ゼロエミ住宅が変わります！

TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

東京都では、「東京ゼロエミ住宅のあり方検討会」を開催し、有識者・関係団体のご意見等も伺いながら、基準の見直しなどについて検討を行いました。
この度、検討内容等について取りまとめましたので、ご案内いたします。

① 基準が変わります！

令和6年10月1日から、現在水準1~3の三段階としている基準が、水準C~Aに変わります。
併せて、**再エネ設備（太陽光発電設備等）の原則設置が要件化**されます。
その他、認証制度を一部見直します。詳細はホームページをご確認ください。

現行基準（令和6年9月30日まで）

	外皮平均熱貫流率 (単位 W/m ² ・K)	省エネルギー基準 からの削減率 (再エネ除く) ※ ()内は木造以外の構造 の集合住宅等の場合
水準3	0.46以下	40%(35%)以上
水準2	0.60以下	35%(30%)以上
水準1	0.70以下	30%(25%)以上

新基準（令和6年10月1日から）

	外皮平均熱貫流率 (単位 W/m ² ・K)	省エネルギー基準 からの削減率 (再エネ除く)	
		戸建住宅	集合住宅等
新設 水準A	0.35以下	45%以上	40%以上
移行 水準B	0.46以下	40%以上	35%以上
統合 水準C	0.60以下	30%以上	30%以上

+ 再エネ設備（太陽光発電設備等）を原則設置

② 助成額が変わります！

基準の見直しに併せて、新基準に応じた助成額が設定されます。*

現行基準による設計確認を受けた場合には現行助成額を、新基準による場合には**新助成額**を、それぞれ適用します。
なお、現行助成額の交付申請受付は、**令和6年12月末まで**となります。

	助成金額（令和6年度）	
	戸建住宅	集合住宅等
水準3	210万円	170万円
水準2	50万円	40万円
水準1	30万円	20万円
水準A	240万円	200万円
水準B	160万円	130万円
水準C	40万円	30万円

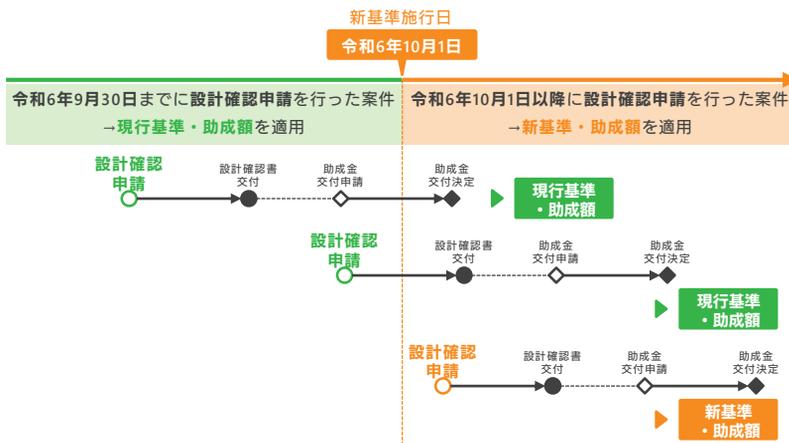
*令和6年3月31日までに、東京都議会において令和6年度予算案が可決・成立する必要があります。

③ 新基準の適用関係について

新基準の施行日は**令和6年10月1日**を予定しております。

令和6年9月30日までに、認証審査機関に対し**設計確認申請**を行った案件は、**現行基準にて認証・助成**を行います。

令和6年10月1日以降に、認証審査機関に対し**設計確認申請**を行った案件は、**新基準にて認証・助成**を行います。



お問合せ先・ホームページ

東京ゼロエミ住宅の制度の見直しについて

東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課

☎ S0213304(at)section.metro.tokyo.jp

